

令和8年9月3日
環 境 政 策 部
世田谷清掃事務所

議会の委任による専決処分の報告
(自動車事故に係る損害賠償額の決定)

1 事故の概要

(1) 発生日時 令和7年12月5日(金) 午前8時50分頃(天候:晴れ)

(2) 発生場所 世田谷区内

(3) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という。)世田谷清掃事務所の職員が軽小型ダンプ車を集積所のある歩道側へ寄せて停車させ、同乗していた職員が降車しようと助手席のドアを開けたところ、後方から走行してきた相手方(以下「乙」という。)の自転車が、開いた左側ドアに接触した事故である。

(4) 相手方等 別紙のとおり

2 損害賠償額 370,680円(自動車保険により全額補てんされる。)

3 専決処分日 令和8年8月21日